

○新型コロナウイルス対応の見直し（案）

令和4年6月8日

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せていることに鑑み、会議における感染対策を以下のとおり見直す。

- 1 全議員が出席する会議（本会議を除く）を全員協議会室での開催とする。
- 2 議場等での質疑、答弁の場所は原則どおりとする。
(本会議での自席答弁など)
- 3 本会議は次の議事への準備やトイレ等のため、概ね1時間に1回の休憩を取る。
- 4 委員会室、全員協議会室等の会議は、概ね1時間に1回の換気休憩を取る。
- 5 会議等に支障のない範囲で、扉や窓を開放する。
- 6 アクリル板（飛沫防止シールド）は設置したままとする。
- 7 マスクを着用する。
ただし、議場内の議長席前の演壇及び議員発言用演壇において発言する際には、
マスクを外すことも可能とする。